

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

競技・公認審判員規程

(根拠)

第1条 日本国内におけるボブスレー・リュージュ・スケルトンの競技運営、審判業務を適正に行う公認審判員(以下「審判員」という。)に関する規程を定める。

(目的)

第2条 審判員は、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、すべての選手より敬愛されるように心掛けるなければならない。

2 当連盟及び当連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という。)は、日本国内におけるボブスレー・リュージュ・スケルトン競技会が適正かつ継続的に実施できるよう、審判員の確保及び資質向上に努めなければならない。

(審判員の種類)

第3条 審判員は、次の2種類とする。

- (1) 本連盟公認ボブスレー・スケルトン審判員
- (2) 本連盟公認リュージュ審判員

(審判員の業務)

第4条 国内におけるボブスレー・リュージュ・スケルトンの競技運営及び審判業務の任に就く者は、当該競技に対する審判員資格を有していなければならない。

2 競技会の運営にあたり十分な審判員数が確保できない場合、当該大会の競技委員長は、 Jury 長の合意の下、当該競技に対する審判員資格を有していない者を競技運営の任(Jury 団、正副競技委員長、各主任及び各種検査に係る業務従事者を除く)に就けることができる。

(審判員資格取得対象者)

第5条 審判員となる者は、加盟団体の登録会員であって、かつ、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技に精通した者あるいはボブスレー・リュージュ・スケルトン競技の振興に寄与する者として本連盟が認めた者とする。

2 審判員は、当該年の 10 月 1 日現在で、満 18 歳以上の者とする。

(講習・検定会)

第6条 審判員資格の取得を希望する者は、本連盟大会・審判委員会(以下「委員会」という。)が承認する講習・検定会に出席してすべての課程を修了し、審判員資格試験に合格しなければならない。

- 2 講習・検定会は、本連盟あるいは加盟団体が主催する。
- 3 講習・検定会の内容は、国際競技連盟(以下「IF」という。)の競技規則や大会運営等に関する知識及び実技とする。
- 4 講師は、委員会の選任する者とする。

(資格の取得)

第7条 審判員資格試験の合格基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験は100点満点とし、80点以上とする。
- (2) 筆記試験合格者は、筆記試験合格日の同年度あるいは翌年度に行われる実技講習会または指定する競技会において実技講習を受けなければならない。
- 2 筆記試験を合格した者は、本連盟の定める形式により、所属加盟団体を経て、所定の期日までに別に定める登録料を添えて、本連盟会長に提出しなければならない。
- 3 前項により筆記試験を合格し、審判員資格を取得した場合であっても、本条第1項第2号に規定する実技講習を実施しなかった者あるいは実技講習の結果が審判員の適正を欠く者は、当該資格を喪失するものとする。

(クリニック)

第8条 審判員は、資格取得後2年に1回、委員会の選任する者を講師とするクリニックに参加し、新しい知識や改正された規則を学び、競技の判定について研鑽し更新しなければならない。

- 2 クリニックは、本連盟あるいは加盟団体が主催する。
- 3 クリニックの参加料は、主催者が別に定める。

(資格の喪失)

第9条 審判員で次に掲げる事項に該当する者は、理事会の決定によって、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なくして、第8条に規定するクリニックを5年以上欠席したとき。
 - (2) 競技会への協力要項に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
 - (3) 本連盟の規約に違反し、審判員としての体面を汚すような行為があったとき。
- 2 委員会が、筆記試験の結果等により、前項の規定に基づいて資格を喪失した者が資格取得者と同等の能力等を有していると判断した場合、この者の資格保持を認めるものとする。

(登録料)

第 10 条 審判員は、別に定める登録料を毎年 10 月 1 日までに、所属加盟団体を経て、本連盟に納入しなければならない。

(国際審判員資格)

第 11 条 IF公認の国際審判員試験の受験資格は、受験する年の 10 月 1 日現在満 25 歳以上で、本連盟審判員取得後 2 年以上を経過した者で本連盟が推薦した者とする。

2 国際審判員試験は理論及び実技いずれもIFの指定するルールにより実施される。筆記試験においては、英語、独語、仏語いずれかの外国語による試験となる場合もある。

(規程の改廃など)

第 12 条 本規程の改廃は、本連盟理事会の決議による。

付則

1. 本規程は、平成25年4月12日から施行する。
2. 2023 年(令和 5 年) 12 月 5 日 一部改訂